

「令和8年度スタートアップ海外展開プログラム業務委託」契約結果

令和8年度スタートアップ海外展開プログラム業務委託について公募型プロポーザル方式で受託者選定を実施した結果、次のとおり受託者を決定しました。

- 1 件名 令和8年度スタートアップ海外展開プログラム業務委託
- 2 委託内容 (1) 広報・英語ピッチ指導・報告会の開催
(2) メンタリング及び商談アレンジにかかる事前調整
(3) 個別出展ブースの確保及び設営
(4) 現地ミッションの実施及び商談のアフターフォロー
- 3 契約の相手方 株式会社リバナス
東京都新宿区下宮比町1-4 飯田橋御幸ビル5階
代表取締役 井上 浄
- 4 契約金額 11,999,900円
- 5 契約日 令和8年6月15日
- 6 評価結果

提案者	評価点数(765点満点)	順位
株式会社リバナス	578	1
デロイトトーマツ ベンチャーサポート株式会社	555	2
CIC Japan Innovation Service合同会社	554	3
株式会社ツクリエ	513	4
株式会社キャンパス クリエイト	484	5
株式会社エナジャイズ	464	6

7 評価基準・評価委員会開催経過等

開催日時 令和8年4月27日(月) 13時00分～17時00分

開催場所 市庁舎31階N03会議室

主な発言内容

- ・出展する国がシンガポールと明確な中で、第1位の事業者はシンガポール政府公認の海外展開パートナーという関係性を活かし、目に見える成果を目指すという点から優れていた。
- ・類似の業務実績が多数の事業者は安定感があり、幅広いネットワークを活用したアプローチが期待できた。
- ・どの団体もそれぞれの強みを感じられるプレゼンテーションであり、横浜のパートナーになってほしいと思える内容であった。

8 問い合わせ先 経済局イノベーション推進課(045-671-3837)

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務内容の理解度	10				
(2)業務実施方針の妥当性	10		×2		
2 提案内容に関する視点					
(1)広報・英語ピッチ指導・報告会の開催内容	10		×2		
(2)メンタリング及び商談アレンジにかかる事前調整	10		×2		
(3)個別出展ブースの確保及び設営の内容	10				
(4)現地ミッションの実施及び商談のアフターフォロー	10		×2		
3 実施体制に関する視点					
(1)従事スタッフの構成・専門性・人数など	10		×2		
(2)運営計画の妥当性	10				
(3)類似業務の実績	10				
小計(140点満点)					

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	13	
合計		

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、「市内の中小企業であること」での加算は原則5点とする。

なお、加算項目については、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
1 業務実施方針に関する視点			
(1)業務内容の理解度	10		・本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された提案内容となっている。 ・横浜固有の地域特性や強みなどを理解している。
(2)業務実施方針の妥当性	10	×2	・事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられている。
2 提案内容に関する視点			
(1)広報・英語ピッチ指導・報告会の開催内容	10	×2	・自社の既存のネットワークを活用した効果的な声掛けの提案となっている。 ・海外市場向けの専門的なピッチ指導内容となっている。 ・集客が見込まれる報告会の開催内容となっている。
(2)メンタリング及び商談アレンジにかかわる事前調整	10	×2	・得意分野での支援にとどまらず、業種や分野を問わず、各企業のニーズに合わせて柔軟にメンタリングを行う内容となっている。 ・現地における自社パートナーとのネットワークを活かした質の高い商談アレンジを提案する内容となっている。
(3)個別出展ブースの確保及び設営の内容	10		・現地の事情に精通し、主催者への働きかけや関係機関との連携により、効果的なブースの出展方法について提案がなされている。
(4) 現地ミッションの実施及び商談のアフターフォロー	10	×2	・現地のネットワークを活かして訪問先の調整を行い、渡航中は細やかなサポートを提供する内容となっている。 ・帰国後も丁寧にフォローアップすることで、出展や商談の成果を最大限に高めることを目指した内容となっている。
3 実施体制に関する視点			
(1)従事スタッフの構成・専門性・人数など	10	×2	・事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。 【共同企業体での提案の場合】 ・組織連携による相乗効果及び具体的な連携、調整の手法について明確に示されている。
(2)運営計画の妥当性	10		・事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。
(3)類似業務の実績	10		・過去に類似業務の実績があり、その事業内容や事業手法が本業務の実施に繋がると評価できる。
小計(140点満点)			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	13	
合計		

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、「市内の中小企業であること」での加算は原則5点とする。

なお、加算項目については、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。